

前金払制度の変更について

本町におきましては、令和元年 11 月 1 日から前金払制度の一部を下記のとおり変更します。令和元年 11 月 1 日以降に契約締結する工事等が対象となります。

・前金払制度の対象工事

改正前	改正後
・ 契約金額が 500 万円以上の公共工事 (消費税額を含む)	・ 契約金額が 100 万円以上の公共工事 (消費税額を含む)

・前金払の限度額

改正前	改正後
・ 契約金額の 40% (土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造は 30%)	・ 契約金額の 40% (土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造は 30%)
・ 限度額 4,000 万円	・ 限度額 なし